

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
 ー事務ガイドラインー（第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係） 1/3

現 行	改 正 後
<p>2－別紙1</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 〇 第〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇投信株式会社 取締役社長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">改善報告書の提出について</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年 法律第198号)第39条第1項の規定に基づき、改善報告書の提出を命ずる。</p> <p>なお、改善報告書には具体的な改善策及び実施時期を明記し、平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに報告されたい。</p> <p>(新設)</p>	<p>2－別紙1</p> <p style="text-align: right;">〇 〇 〇 第〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>〇〇投信株式会社 取締役社長 〇〇 〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇 〇〇</p> <p style="text-align: center;">改善報告書の提出について</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年 法律第198号)第39条第1項の規定に基づき、改善報告書の提出を命ずる。</p> <p>なお、改善報告書には具体的な改善策及び実施時期を明記し、平成〇〇年〇〇月〇〇日(〇)までに報告されたい。</p> <p><u>この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。</u></p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139</u></p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
－事務ガイドライン－（第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係） 2/3

現 行	改 正 後
	<p>号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p>

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
 -事務ガイドライン- (第2部 投資信託委託業者及び投資法人等の監督関係) 3/3

現 行	改 正 後
<p>5-別紙20 (A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____に係る 〔 許 可 承 認 〕 拒 否 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記事項の 〔 許 可 承 認 〕 については、下記理由により、拒否したので、通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>	<p>5-別紙20 (A4)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 平成 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____に係る 〔 許 可 承 認 〕 拒 否 通 知 書</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記事項の 〔 許 可 承 認 〕 については、下記理由により、拒否したので、通知する。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく審査請求をすることができる。</p> <p><u>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p>